

第 17 号議案

新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日

新宮町長 桐 島 光 昭

理 由

現行の新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例は、使用料について、免除規定のみで減額規定が無いため、町内の他の公共施設の使用料の減免規定と整合性を図り住民の利便性向上に寄与するため、新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例

新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例（平成 29 年新宮町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の見出し及び同条中「免除」を「減免」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日分から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に使用許可をした申請にかかる使用料については、なお従前の例による。

参考資料

新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例(平成29年新宮町条例第20号)新旧対照表

改正後	改正前
(使用料の<u>減免</u>) 第11条 町長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を<u>減免</u>することができる。	(使用料の<u>免除</u>) 第11条 町長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を<u>免除</u>することができる。